

## 私立用

課税証明書交付手続きの際に  
課税証明書交付申請書と併せて申請窓口にご提出ください。

### 高等学校等就学支援金制度等の 申請に係る課税情報の提供について

大阪府では、中学校卒業時の進路選択段階で、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、国の高等学校等就学支援金と併せて大阪府私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、国公立と同様に私立高等学校等の授業料が無償となるよう支援するとともに、過去に高等学校等を中途退学した者が学び直す場合や、高等学校専攻科に就学する生徒に対しても授業料負担が軽減されるよう支援しています。

各制度の支給対象の判定にあたっては、下記の情報が必要となることから、課税証明書にこれらの情報がない場合には、「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書（補足）」又はこれに代わる書面を、課税証明書と併せて交付していただきますようお願いいたします。

(1) 住民税所得課税証明書の交付対象者  
生徒の保護者等（原則、父母）

(2) 必要となる課税証明書について

①対象年度

令和\_\_\_\_年度の課税証明書

②必要となる市町村民税の課税情報

ア. 課税所得額（課税標準額）	イ. 調整控除の額
ウ. 合計所得金額	エ. 総所得金額等
オ. 扶養親族の合計	カ. 本人該当区分

(3) 上記課税情報を必要とする制度

私立高等学校等就学支援金

高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金

#### 【担当・問合せ先】

大阪府 教育庁 私学課

小中高振興グループ 授業料等支援担当

電話：06-6941-0351（内線 4856・4857）

様

(名前)

## 高等学校等就学支援金等に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。)) については、下記の通りです。

### 年度（\_\_\_\_\_年分）の所得等

<b>ア. 課税所得額（課税標準額）</b> 【特定個人情報項目コード TK00000200000810】 ※ 市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職金額及び課税山林所得金額等の合計額を記載して下さい。 ※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額（課税標準額）が分かる場合には記載の必要はありません。	_____円
<b>イ. (税額控除 内訳) 調整控除の額（市町村民税相当分）</b> 【特定個人情報項目コード TK00000200001020（市町村民税_調整控除額）】	_____円

### 【下記は、市町村民税所得割額が0円の場合に記載】

<b>ウ. 合計所得金額</b> 【特定個人情報項目コード TK00000200000040】	_____円
<b>エ. 総所得金額等</b> 【特定個人情報項目コード TK00000200000030】	_____円
<b>オ. 扶養親族の合計</b> 【特定個人情報項目コード TK00000200000570、TK00000200000590、TK00000200000600、TK00000200000610、TK00000200000630】	_____人 ※同一生計配偶者を含む
<b>カ. 本人該当区分（※右記のうち、該当するものに○）</b> 【特定個人情報項目コード TK00000200000710、TK00000200000720、TK00000200000730 未成年は特定個人情報項目コードにないため、該当する場合に○】	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別障害</li><li>・ その他の障害</li><li>・ 寡婦</li><li>・ ひとり親</li><li>・ 勤労学生</li><li>・ 未成年</li></ul>

日付 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

市区町村名 \_\_\_\_\_

担当部局課名 \_\_\_\_\_

公印